

「輸出貿易管理令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見募集について

令和8年3月2日
経済産業省
貿易経済安全保障局
貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）では、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるPCB、DDT等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出削減等を規定しています。ストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げられた残留性有機汚染物質については、製造及び使用の廃絶・制限に加え、輸出入の禁止又は制限が締約国に義務づけられています。そのため、我が国においては、ストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げられた化学物質を輸出しようとする場合には、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）に基づき、経済産業大臣の承認が必要となっています。

令和4年6月に開催されたストックホルム条約第10回締約国会議において、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸関連物質」（以下「PFHxS 関連物質」という。）を附属書Aに追加することが採択されたことを受けて、令和7年12月17日付で化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下「化審法施行令」という。）において以下の化学物質を第一種特定化学物質として指定するための改正が行われました。PFHxS 関連物質の対象範囲には多数の個別の物質が含まれることから、化審法施行令において個別の物質の名称を列記せず、その指定を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令（以下「省令」という。）に委任することとされました。

当該省令の制定に合わせて、今回輸出令関係告示及び関係通達にこれらの物質及び当該物質が使用されている製品を追加する等の所要の改正を行います（化審法施行令及び省令の改正に合わせて施行予定）。

つきましては、これらの改正についてご意見を頂きたく、意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

＜令和7年12月17日公布の化審法施行令の改正により追加された第一種特定化学物質＞
・ペルフルオロ（ヘキサ——スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサ——スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。以下同じ。）

2. 意見募集対象

「輸出貿易管理令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案

（改正対象）

- (1) 「輸出貿易管理令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」(平成16年経済産業省告示第173号)の一部改正案
- (2) 「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)の一部改正案
- (3) 「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)の一部改正案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課

(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階)

4. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和8年3月2日(月)～令和8年3月31日(火)

電子メール、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での御意見の受付には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

○電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス：bzl-pb_bouekikanri2@meti.go.jp

(件名を「輸出貿易管理令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見としてください。)

○郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

6. その他

御提出いただいた内容につきましては、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を認識しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等に限って利用し、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行います。

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

「輸出貿易管理令第4条第3項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見募集について

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) ・ 意見内容 ・ 理由